

保安管理業務マネジメント規程（例）

（目的）

第1条 この規程は、保安管理業務を計画的かつ確実に実施するためのマネジメントに関し必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 この規程は、電気主任技術者の外部委託承認制度に基づく保安管理業務に適用する。

（組織）

第3条 保安法人株式会社には、別表第1のとおり本店及び3支店を置く。
2 支店には、別表第1のとおり支店直轄のほか、必要に応じ事業所を置く。

（役割）

第4条 本店は、保安管理業務の統括業務を行うとともに、各支店共通業務及び支援業務を行い、支店は、各支店で完結して保安管理業務を行う。

- 2 支店には、別表第2のとおり各職位を置く。なお、検査員を除く職位を管理者という。
- (1) 支店直轄には支店長、自家用電気部長、保安課長、課長代理のライン管理者と、支店全般にわたる業務を行う管理課長、業務指導担当の横割的管理者及び検査員を置く。
 - (2) 事業所には事業所長、保安課長、課長代理と検査員を置く。
- 3 管理者及び検査員は保安管理業務を共同で行うが、各々の役割は別表第3のとおりとし、その概要は次のとおりとする。

(1) ライン管理者の主たる役割

保安管理業務の全体計画の策定

事業場担当者の決定

月次点検、年次点検の指示

電気事故応動、絶監応動の指示、並びに応動結果に対するチェックと指導

点検結果のチェック、並びに必要な措置事項についての指示

業務遂行に必要な備品等の整備、管理

技術レベルの維持、向上

(2) 横割的管理者の主たる役割

工程管理全般

受託手続きの管理

点検業務等の指導育成計画の作成

技術情報の提供、収集

(3) 検査員の主たる役割

月次点検、年次点検などの点検業務

電気事故応動

受託事業場で行う電気相談及び保安教育

(保安業務従事者の資格等)

第5条 保安管理業務に従事する者(以下「保安業務従事者」という。)は、管理者及び検査員のうち次の要件を満たす者とする。

(1) 電気主任技術者免状の交付を受けている者

省令第52条の2第2号イ

(2) 経済産業省告示に定める実務に従事した期間を満たすとともに、そのことについて産業保安監督部の確認を受けている者

省令第52条の2第2号イ、告示第1条

(3) 電気事業法施行規則第53条第5項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であって、その取消しの日から2年を経過していないものでない者。

省令第52条の2第2号ハ

(従業員の定義)

第6条 保安業務従事者は、次の条件を満たす従業員とする。

(1) 就業規則に定められた職員、特別職員、嘱託、検査専門職であること。

なお、各職種ごとの所定労働日数に偏りが無いこと。

審査基準(2)

(2) 常時勤務場所に出勤し、保安管理業務に従事していること。

(3) 健康保険に加入していること。

(4) 雇用保険に加入していること。ただし一般保険者又は高年齢継続被保険者であって、短時間被保険者でないこと。

(受託事業場の配分)

第7条 受託事業場ごとに、保安業務従事者の中から当該事業場を担当する者(以下「保安業務担当者」という。)を定める。

省令第53条第2項第2号、審査基準(3)

2 保安業務担当者ごとに、受託事業場の換算係数が、33点未満であることを、持ち換算係数管理表で常に管理する。

省令第52条の2第2号ハ、告示第3条

3 前項に定める換算点数の確認に当たっては、保安業務従事者である支店長及び事業所長は、保安管理業務以外の業務量に応じ、告示第3条第2項に定める換算係数を減ずる。

4 受託事業場の保安業務担当者に変更を生じた場合は、事業場の設置者並びに産業保安監督部長に届け出る。

(点検の実施)

第8条 保安業務担当者は担当事業場の点検を自ら実施する。

審査基準(2)

2 保安業務担当者が病気等のやむを得ない事由により業務を行えない場合は、他の保安業務従事者が代務する。ただし、保安業務担当者が当該事業場を継続して2回以上又は年に複数回点検を実施できない場合は、保安業務担当者を交代する。

第9条 前条の規定にかかわらず、受託事業場を担当する管理者(以下「担当管理者」と

審査基準(2)

いう。)が、職務上の指揮命令下にある保安業務従事者に点検を実施させる場合は次による。

- (1) 管理課長は、担当管理者並びに点検の指示を受ける保安業務従事者(以下「点検担当者」という。)ごとに、点検計画書を作成する。
- (2) 計画書は、次の各号を満たすこと。
担当管理者自ら実施する点検回数は次のとおりとする。 審査基準(2) □
 - ア. 点検頻度が毎月の事業場については、年に6回以上
 - イ. 点検頻度が隔月又は3カ月の事業場については、年に3回以上担当管理者が点検担当者に指示する事業場は、33件を点検担当者の人数で除した値又は6.6のいずれか小さい値を超えないこと。 審査基準(2) 八
点検担当者が複数の担当管理者から点検の指示を受けていないこと。 審査基準(2) 二
- (3) 担当管理者は、計画書に基づき点検担当者に点検の指示を行う。 審査基準(2) イ
- (4) 点検担当者は、点検終了後担当管理者に点検結果を報告する。 審査基準(2) イ
- (5) 担当管理者は、自ら実施した点検結果を、点検担当者に報告する。
- (6) 担当管理者自ら点検を実施する場合は、点検担当者は点検に同行する。
- (7) 管理課長は、毎月計画どおり業務が遂行していることを確認する。

(契約及び手続き)

第10条 保安管理業務の受託は、申請事業場が次の条件を満たしていること。

- (1) 電気事業法施行規則第48条第1項各号に掲げる事業場に設置する電気工作物でないこと。 省令第53条第2項第4号
 - (2) 事業場に2時間以内で到達できること。 省令第53条第2項第6号、審査基準(5)
 - (3) 保安業務受託規程で定める安全確保の見地から、業務の遂行が困難な設備でないこと。
- 2 審査基準に定める「過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置」に該当する地域にあって、当該事業場への到達時間が2時間を超える場合など受託条件を満たさない時は、前項にかかわらずその都度産業保安監督部と受託条件について確認する。 審査基準(6)
- 3 保安管理業務委託契約書には、次の条件を満たすこと。
- (1) 保安管理業務単独の契約内容であること。 省令第53条第2項第3号
 - (2) 事業場の名称、所在地及び設備の概要等が明記されていること。
 - (3) 点検頻度、委託者及び受託者相互の連絡方法が明記されていること。 省令第53条第2項第5号
 - (4) 保安管理業務遂行上の義務及び責任が明記されていること。 省令第53条第2項第5号
 - (5) 保安業務担当者等が明確になっていること。 省令第53条第2項第2号、審査基準(3)(7)
 - (6) 連絡責任者が選任されていること。 省令第53条第2項第5号、審査基準(4)
 - (7) 点検記録書を保存することが明記されていること。 審査基準(7)
 - (8) 保安業務担当者の確認が行われていることが明記されていること。 審査基準(7)
- 4 保安管理業務委託契約書の別紙等について次の事項を定めていること。
- (1) 保安業務担当者等の氏名及び生年月日
 - (2) 主任技術者免状の種類及び番号
- 5 前各項の確認は、管理課長が行う。

(点検の種類)

第11条 定期点検は、受託事業場の規模及び条件によって、毎月点検、隔月点検及び3ヶ月毎点検で行うものとし、その内容は次のとおりとする。

(1) 月次点検

主として運転中の電気設備を目視等により点検を実施する。

(2) 年次点検

原則として電気設備の運転を停止して、点検、測定及び試験を毎年1回実施する。

(機械器具)

第12条 支店単位に告示で定める機械器具を必要数保有する。

2 前項に定める機械器具のうち、絶縁抵抗計、電流計、電圧計、低圧検電器、高圧検電器については、保安業務従事者の人数分保有し、保安業務従事者に個人貸与する。

3 第1項に定める機械器具は、点検や定期的に校正試験及び絶縁耐力試験を行い、その機能が維持されていることを確認する。

省令第52条の2第2号ロ、告示第2条

(定期報告)

第13条 保安業務担当者、受託事業場数、受託換算係数及び保安業務従事者ごとの持ち換算係数について、毎月1回産業保安監督部長に報告する。

2 第8条に定める機械器具の保有台数を、年1回産業保安監督部長に報告する。

(保安業務従事者証の携帯)

第14条 保安業務従事者は、保安業務従事者証発行規程に基づき発行された保安業務従事者証を常に携帯し、委託者の求めに応じ提示する。

審査基準(7)

(保安業務担当者の兼務規制)

第15条 保安業務担当者は、保安管理業務以外の業務に従事しない。

審査基準(2)

2 保安管理業務を担当する役員等の使用者は他の職務を兼務しない。

(レビュー)

第16条 本規程に定める事項のレビューは、毎年1回実施する。

審査基準(2)

2 前項に定めるレビューの結果、不適合事項があった場合、関係箇所に改善指示書を作成のうえ改善を指示する。改善指示を受けた者は、改善指示書に基づく改善計画書を作成し、指示者に報告を行うとともに、改善計画書に基づき改善する。

3 前各項のレビュー結果は、毎年1回産業保安監督部長に報告する。

(規程の改正)

第17条 この規定は、変更の必要性が生じた場合その都度見直しを行うこととし、改正した規程は速やかに産業保安監督部長に報告する。

以 上